

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示項目一覧

平成26年金融庁告示第7号

●第10条 第2項 自己資本の構成に関する開示事項（単体） 75～76

●第10条 第3項 定性的な開示事項（単体）

1. 自己資本調達手段（その額の全部または一部が、自己資本比率告示第25条または第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要 77

2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 78

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要 81

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 81

②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 81

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 81

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 88

6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要 89

(2) 「証券化取引における格付の利用に関する基準」に係る体制の整備およびその運用状況の概要 89

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 89

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 89

7. マーケット・リスクに関する事項 95

8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要 91

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 91

9. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要 92

10. 金利リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要 94

(2) 金利リスクの算定手法の概要 94

●第10条 第4項 定量的な開示事項（単体）

1. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額および適切なポートフォリオの区分ごとの内訳、証券化エクスポージャー 80

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち銀行が使用する手法ごとの額 80

(3) 単体総所要自己資本額 80

2. 信用リスクに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳 83

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、業種別・残存期間別の額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳 61,67,83

(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳 83

(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額、ならびに個別貸倒引当金の業種別期末残高および期中の増減額 85

(5) 業種別の貸出金償却の額 86

(6) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高ならびに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。）ならびに第248条の4第1項第1号および第2号（自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 87

3. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

(1) 適格金融資産担保が適用されたエクスポージャーの額 87

(2) 保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額 87

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式 88

(2) グロス再構築コストの額の合計額 88

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 88

(4) (2) に掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計額から(3) に掲げる額を差し引いた額 88

(5) 担保の種類別の額 88

(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 88

5. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	●第12条 第2項 自己資本の構成に関する開示事項（連結） 73～74
銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	●第12条 第3項 定性的な開示事項（連結）
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	89
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額	90
(3) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	90
(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無	90
6. マーケット・リスクに関する事項	95
7. 出資等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 中間貸借対照表計上額および時価	92
(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額	92
(3) 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	92
(4) 中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額	92
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、エクスポージャーの区分ごとの額	93
9. 金利リスクに関する事項	94～95
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	
(1) 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因	76
(2) 連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容	76
2. 自己資本調達手段（その額の全部または一部が、自己資本比率告示第25条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要	77
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	78
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針および手続の概要	81
(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	81
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	81
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	81
6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	88
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要	89
(2) 「証券化取引における格付の利用に関する基準」に係る体制の整備およびその運用状況の概要	89
(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	89
(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	89
8. マーケット・リスクに関する事項	95
9. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針および手続の概要	91
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	91
10. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	92
11. 金利リスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針および手続の概要	94
(2) 金利リスクの算定手法の概要	94

●第12条 第4項 定量的な開示事項（連結）

1. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

- (1) 信用リスクに対する所要自己資本の額および適切なポートフォリオの区分ごとの内訳、証券化エクスポージャー 79
- (2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する手法ごとの額 79
- (3) 連結総所要自己資本額 79

2. 信用リスクに関する次に掲げる事項

- (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳 82
- (2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち業種別・残存期間別の額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳 61,67,82
- (3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳 82
- (4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額、ならびに個別貸倒引当金の業種別期末残高および期中の増減額 84
- (5) 業種別の貸出金償却の額 86
- (6) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高ならびに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。）ならびに第248条の4第1項第1号および第2号（自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 87

3. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

- (1) 適格金融資産担保が適用されたエクスポージャーの額 87
- (2) 保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額 87

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

- (1) 与信相当額の算出に用いる方式 88
- (2) グロス再構築コストの額の合計額 88
- (3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 88
- (4) (2) に掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額 88
- (5) 担保の種類別の額 88
- (6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 88

5. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 89
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額 90
- (3) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 90
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 90

6. マーケット・リスクに関する事項 95

7. 出資等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 中間連結貸借対照表計上額および時価 92
- (2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 92
- (3) 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 92
- (4) 中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 92

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、エクスポージャーの区分ごとの額 93

9. 金利リスクに関する事項 94~95